

令和6年（ワ）第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

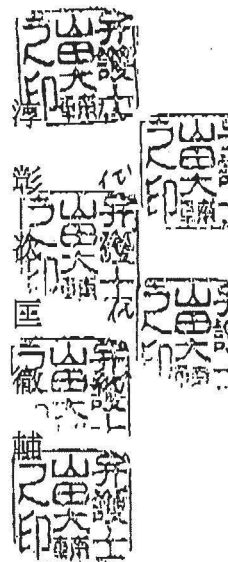
準備書面（2）

2025年4月11日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮
同	長	滯	
同	加	藤	健
同	尾	林	芳
同	山	崎	
同	山	田	大



第1 甲6号証について

被告訴訟代理人は、期日間に、さいたま地区委員会に甲6号証の作成経過についての調査を依頼し、その結果をさいたま地区委員会から聞き取った。

なお、南区委員会は、さいたま地区委員会の補助機関である。

さいたま地区委員会から聞き取った内容は、下記のとおりである。

記

- (1) 甲6号証は、南区委員会の集会に参加者の一人が、個人的に、単独で作成した文書である。その作成には、伊藤岳参議院議員（被告）はまったく関与していない。作成者は、伊藤議員の演説を文字化することについて、事前に伊

藤議員に了解をとっていないし、事後に伊藤議員に文字化した甲 6 号証の内容に誤りがないか点検を受けたということもない。

そのため、伊藤議員は、甲 6 号証の記載内容を確認していないし、存在も知らなかった。

(2) 伊藤議員は、日本共産党所属の参議院議員であり、集会には、南区委員会からの依頼で、応援弁士として参加していただいた。南区委員会との伊藤議員の間では、日常的なやりとりはないようである。

(3) 甲 6 号証は、参加者の一人が、集会での伊藤議員の演説を録音して文字化し、それに表題、小見出し、写真をつけて文書にした。そして、南区の知人の限られた一部のメンバーに対して、甲 6 号証を配布したと思われる。

(4) 集会から現在まで約 2 年が経過している。そのときの録音データは存在しないと聞いている。

以上